

2 地域における子育て支援

○地域子ども子育て支援事業

区域の設定について(基本指針より抜粋)

都道府県設定区域については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

一方で、広域利用の実態が異なる場合には、この実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

区域の設定については、参酌基準となっているが、定める必要があるか

<県の考え方>

- 認可・認定等に関わってくるものではないので、全域で推進を図るため、区域設定は必要でないのでは
- 病児・病後児保育については、市町村単独で実施するには規模が小さい市町村が多く、複数の市町村で連携して実施する方法も考えられる。
事業を進めるにあたっては、医療機関との連携が必要であるため、特に区域を設定するのではなく、地域の医師会に協力の依頼を行い、事業を進めてはいかかがか。

<委員のご意見>